船舶事故等調査報告書

平成21年3月26日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2008仙第47号
事故等名	漁船ひまわり運航阻害
発生年月日時刻	平成20年5月18日
発生場所	宮城県気仙沼港
事故等調査の経過	調査の概要：平成20年12月25日　仙台・地方事故調査官が海難報告書を精査し、ひまわり所属漁協及び機関整備業者から事故概要についての電話聴取及び事故関係書類の入手 原因関係者からの意見聴取：意見なし
事実情報 船種・船名・総トン数 漁船登録番号 船舶所有者	 漁船　ひまわり　10トン MG2－6183 個人所有
乗組員等に関する情報	船長　一級小型船舶操縦士
負傷者	なし
損傷	主機関損傷（シリンダブロック及びシリンダライナーに亀裂）
事故等の経過	本船は、平成19年9月10日冷却清水温度が高いことと、メカニカルシール部からの水漏れを認め、主機冷却清水ポンプを開放点検したところ、ポンプ蓋とインペラに摩耗を認めたが、部品がないため、同シール交換の応急処置を行ったのみで操業を続け、平成20年5月18日機関開放整備を行ったところ、同ポンプの経年による性能低下と、漏水による冷却清水循環量の減少によって冷却効果が減少したことに伴い、冷却清水温度が、正常時は摂氏約78度のところ同90度程度で推移していたため金属膨張が発生し、シリンダヘッド取付ボルトが伸び、シリンダライナーの固定力が低下して、シリンダブロックとの勘合部が繰り返し叩かれたことにより、シリンダブロック及びシリンダライナーに亀裂が発生していた。
分析	気象・海象の関与：なし 乗組員等の関与：あり 船体・機関等の関与：あり 判明した事項の解析：本船は、経年劣化による主機冷却清水ポンプの性能低下に伴って主機が過熱し、金属の熱膨張により、シリンダヘッド取付ボルトが伸びて締付け力が低下したことから、シリンダライナーとシリンダブロックとの勘合部が繰り返し叩かれて損傷に至ったものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船の主機が冷却清水ポンプの経年による性能低下に伴って過熱し、金属の熱膨張によってシリンダヘッド取付ボルトが伸び、シリンダライナーの固定力が低下したため、シリンダブロックとの勘合部が繰り返し叩かれ、同ブロック及び同ライナーが損傷したことにより発生したものと考えられる。
その他の事項	なし